

介護老人福祉施設 利用契約書

事業者
社会福祉法人 やまなし勤労者福祉会
特別養護老人ホーム いけだの里

契 約 書

_____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人やまなし勤労者福祉会（以下「事業者」という。）は、契約者が特別養護老人ホームいけだの里（以下「事業所」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供され介護福祉サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自律した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む）（以下「施設サービス計画」という。）は、重要事項説明書に定めるとおりとします。
- 3 契約者は、第13条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条（施設サービス計画の決定・変更）

- 1 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は6カ月に1回、もしくは契約者の要請に応じて計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設において、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第4条（介護保険給付対象外サービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、重要事項説明書に定めるサービスがご契約者の負担となります
- 2 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします
- 3 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契

約者の家族に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービス利用料金の支払い

第5条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護保険サービス費として市町村からの給付を受ける額（以下「介護保険給付額」という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払を受けます。
- 2 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額（自己負担分：サービス利用料金の1割又は2割・3割）を事業者を支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 3 第4条に定めるサービスについては、契約者及び連帯保証人は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 連帯保証人は、本契約から生ずる一切の債務を、極度額30万円の範囲内で負担するものとします。
- 5 前項の他、契約者は食事費と居住費と利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者を支払うものとします。
- 6 前4項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月27日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 7 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第6条（利用料金の変更）

- 1 前条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金と第4項に定める利用料金の介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2カ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第三章 事業者の義務等

第7条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携

し、契約者からの傾聴・確認の上でサービスを実施するものとします。

- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、契約者の心身の状況等を適宜、契約者に報告するとともに、要介護認定の更新等により、契約者の要介護度に変更された場合には、速やかに家族等に通知するものとします。
- 6 事業者は、利用者に対する指定介護福祉サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第8条（守秘義務）

- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た、契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の状況を提供するものとします。
- 3 事業者は、サービス従事者養成の研修や社会福祉向上のための研究統計に用いる情報を提供できるものとします。
- 4 事業者は、第17条に定める契約者の円滑な退居のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供できるものとします。
- 5 前2項3項4項についてあらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

第四章 契約者の義務

第9条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第10条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第8条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者に過失が認められた場合には、契約者の置かれた心身の状況を勘酌して相当と認められるときに限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第11条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 2 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 3 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第12条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他自己の責に帰すべからず事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第13条（契約の終了事由）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 1 契約者が死亡した場合
- 2 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- 3 事業者が、解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 4 事業所の施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 5 ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 6 第14条から第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第14条（契約者からの中途解約等）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。その場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、第6条第3項の場合及び利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。

- 3 解約者が第1項の通知を行わずに、居室から退居した場合には、事業者は契約者の解約の意思を確認するものとします。
- 4 前項において、契約者が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解除されたものとします。
- 5 第5条第6項の規定は、本条に準用されます。

第15条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス事業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従事者が第8条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第16条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 契約者による、第5条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3 契約者又はその家族が、故意又は重大な過失、ハラスメントにより事業者又は職員もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 4 契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- 5 契約者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

第17条（禁止事項）

利用者、家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高いケアを提供できるよう、利用者及び家族による以下の迷惑行為は固くお断りします。これらの迷惑行為があった場合、警察、弁護士、行為者に関わる方等へ連絡、通報または対応を依頼することがあります。以下の迷惑行為により、利用者及び家族との健全な信頼関係を築くことが出来ないと当法人が判断した場合は、サービス中止や契約解除をいたします。

- (1) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) カスタマーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) 職員の写真や動画の撮影、録音等の行為。また無断で SNS 等に掲載する行為。
- (4) その他、職員の安心、安全に重大な影響を及ぼす行為。

第18条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、契約者がホームを退居する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- 1 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 2 居宅介護支援事業者の紹介
- 3 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第19条（契約者の入院に係る取り扱い）

- 1 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び事業所に入居出来るものとします。
- 2 契約者が病院又は診療所に入院した場合、契約者は重要事項説明書に定める利用料を事業者を支払うものとします。

第20条（居室の明け渡し—精算—）

- 1 第13条により本契約が終了する場合において、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第9条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、契約者の居室を明け渡しものとします。
- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合、又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。
- 3 契約者第17条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
- 4 第1項の場合に、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については、第5条第6項を準用します。

第21条（一時外泊）

- 1 契約者は、事業者の同意を得た上で、別に定める期間を限度として、外泊することができるものとします。この場合、契約者は事業者に届け出るものとします。
- 2 前項に定める外泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定の利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者を支払うものとします。

第七章 その他

第22条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者又は利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第23条（身元引受人）

- 1 事業者は契約締結にあたり、契約者に対して身元引受人を求めます。但し、利用者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。
- 2 身元引受人は次に掲げる事項の責任を負います。

- ① 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑にできるように事業者へ協力すること。
- ② 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して契約者の状態等に見合った適切な受け入れ確保に努めること。
- ③ 契約者が死亡した場合の遺体の引き取り、遺留金品の必要な措置に関すること。
- ④ 第5条に定めるサービス利用料金の支払いに関すること。

第24条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が発生した場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

事業者 社会福祉法人 やまなし勤労者福祉会
所在地 山梨県甲府市若松町 6-35
代表者 理事長 平田 理
事業所 特別養護老人ホームいけだの里
所在地 山梨県甲府市下飯田 1 丁目 2-17

契約者 氏名 _____
住所 _____

身元引受人・連帯保証人 続柄 ()
氏名 _____
住所 _____

第8条に記載の事由により契約者の情報を提供することに同意いたします。

署名 _____

代筆者 _____